

旧新湊庁舎跡地利活用事業 実施方針等に関する質問回答書

No	資料名	頁	該当箇所			タイトル	質問	回答(案)17/08/01
1	実施方針	2	第1	1	(6)	事業期間	事業期間終了後の建物の取り扱いはどのようになりますでしょうか。(公共・民間施設とも解体、民間施設のみ解体するなど)	事業期間終了後の建物について、市所有施設(公共交通ターミナル)は残置します。民間施設は原則解体の方針ですが、事業期間終了前に存続または譲渡について協議する予定としています。募集要項公告時に詳細を示します。
2	実施方針	4	第2	3	(1)	応募者の構成等	応募者又は運営協力企業の追加、変更は開業後でも市の承諾があれば可能でしょうか。	原則、応募者又は運営協力企業の追加、変更は開業後において市の承諾があれば実施可能とする方針で検討しています。募集要項公告時に詳細を示します。
3	実施方針	14	第4	1	(3)	導入機能	公共施設として観光案内施設。 民間施設として、地元食材販売所、観光振興に資する機能とありますが、民間施設の地域振興部分に貴市(もしくは準ずる団体)が運営等に関与はしないのでしょうか。	市が賃借しない民間施設部分の運営に、市は関与しない方針です。募集要項公告時に詳細を示します。
4	実施方針	14	第4	1	(3)	導入機能	公共施設利用者の駐車場は何台必要でしょうか。その場合、専有ではなく民間施設利用者と共有と考えて宜しいでしょうか。	地区センター利用者の駐車場は5台程度の想定です。募集要項公告時に詳細を示します。 なお、公共施設利用者の駐車場は民間施設利用者と共用を想定しています。
5	実施方針	14	第4	1	(3)	導入機能	曳山の際の駐車場利用など、現段階で地域要望がありますが、計画に取り入れなければならない設備・仕様はありますか。	現在、駐車場は2年に1回、曳山の提灯付替えのスペースに利用されています。付替えのための設備や仕様について特に決まりはありませんが、利用に配慮した計画をご提案下さい。 屋外施設として、独立した防災用スペースを500㎡程度確保してください。防災用スペースには、通常時、緊急車両が乗り入れられる動線上に配置してください。募集要項公告時に詳細を示します。
6	実施方針	15	第4	2		事業用地の使用	商工会議所の地代は市と同額(年額649円/㎡)と考えて宜しいでしょうか。	商工会議所の地代は市と同額(年額649円/㎡)程度を想定しています。詳細については、商工会議所と調整してください。
7	実施方針	16	第4	4	(2)	予想されるリスクと責任分担	土壌汚染調査は優先交渉権者決定後に行政負担にて実施して頂くと考えて宜しいでしょうか。	土壌汚染対策法に基づく届出は、事業者で実施してください。 届出の結果、土壌汚染調査が必要となった場合には、市の負担で調査を実施することを想定しています。
8	実施方針	16	第4	4	(2)	予想されるリスクと責任分担	工事期間中の強震観測施設への配慮はどうしたらよいでしょうか。	参考資料 をご確認ください。
9	実施方針	18	第6	3		その他	事業の継続が困難な場合の解約に伴う損害賠償の内容は事業契約前に明確に公表はされないのでしょうか。	募集要項公告時に詳細を示します。
10	実施方針	18	第6				損害賠償の発生時期は事業契約締結後でしょうか。	募集要項公告時に詳細を示します。
11	事業計画	4	第2	1	(2)	現在の状況	既存の商工会議所の解体は誰が行うのでしょうか。又、その費用は誰の負担になりますでしょうか。	商工会議所の解体は、商工会議所が実施する方針で調整中です。募集要項公告時に詳細を示します。